

平成16年第3回竜王町議会定例会

平成16年9月13日

午後1時30開会

於 議 場

**1 議 事 日 程**

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第42号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第43号 平成15年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第5 議第44号 滋賀県自治会館管理組合規約を変更することについて
- 日程第6 議第45号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて
- 日程第7 議第46号 滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第8 議第47号 滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて
- 日程第9 議第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（14名）

1番 中島正己	2番 山田義明
3番 中村義彦	4番 近藤重男
5番 辻川芳治	6番 寺島健一
7番 圖司重夫	8番 竹山兵司
9番 岡山富男	10番 西 隆
11番 川嶋哲也	12番 若井敏子
13番 勝見幸弘	14番 村井幸夫

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

1番 中島正己	2番 山田義明
---------	---------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	収入役職務代理者 事務吏員	山添登代一
教育長	犬井久夫	総務主監	林吉孝
企画主監兼 企画財政課長	佐橋武司	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	松尾 勲	総務課長	北川治郎
税務課長	杼木博子	生活安全課長	青木 進
住民福祉課長	西村喜代美	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	三井せつ子
商工観光課長	川部治夫	建設計画課長	小西久次
上下水道課長	松村佐吉	教育次長	村地半治郎
学務課長	松浦つや子	生涯学習課長	竹山喜美枝

## 6 職務のため議場に出席した者

主監兼議会事務局長	三崎和男	書記	古株治美
-----------	------	----	------

開会 午後 1時30分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、14人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成16年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることといたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。

平成16年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご繁忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、水道決算認定および規約の変更、補正予算等、あわせて7件と、会期中に人事案件5件を追加提案させていただく予定でございます。

議員各位の慎重なご審議をいただき、可決、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、地方分権の推進とともに、市町村合併が進められております。県下でも10月1日をもって3市が誕生しますが、今後において合併論議もさらに進んでくるように思われます。

竜王町では、合併に頼らない、たくましい活力あるまちづくりの推進に努めておりますが、合併そのものを否定するのではなく、足腰の強い自律したまちづくりが先決との考えであります。

竜王町型のまちづくりをしていくことは、一定の共通理解が得られておりますが、5年先、10年先を見据えた方向性については、さらに研鑽を深め、足元をきっちりと見定め、体力のあるまちづくりを目指さなければなりません。

私は、地域や暮らしがよくなっていくまちづくりをしなければならぬと考えてもおります。

その実現のための課題といたしまして、まず1点目には、住民の自己決定権の実現。

2点目には、権限と責任をもつての選択。

3点目には、住民の知恵や創意工夫を生かした地域づくり、つまり暮らし安心のまちづくりであり、私はこの3点が住民主権のまちづくりと考えております。

なお、行財政改革であります。私は就任当初より、庁内事務事業の改善や財政面の改革等について話を進めてまいりました。現在、庁内で自律推進委員会を立ち上げ、その作業に取り組んでおります。11月ごろには、おおむね報告が

できると考えております。

そこで、私の指針といたしましては、職員定数の見直しと当面は収入役の事務を助役に兼掌させること。農業委員をはじめ、各種委員会の定数の見直し、補助金制度の改革をはじめ、庁内事務事業の改善を職員をはじめ、住民の皆さんにご理解をいただき、行財政改革に取り組んでまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、国の三位一体改革がどのようになってくるのが不透明な部分も多く、1万3,000人の町であります。元気ある竜王のまちづくりに住民皆さんと一体となり、推進を図ってまいりますので、議員各位の格段のご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

**○議長（村井幸夫）** これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書及び議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（村井幸夫）** それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、1番 中島正己議員、2番 山田義明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（村井幸夫）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 3 議第 42 号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議第 43 号 平成15年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第 5 議第 44 号 滋賀県自治会館管理組合理約を変更することについて
- 日程第 6 議第 45 号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて
- 日程第 7 議第 46 号 滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 8 議第 47 号 滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて
- 日程第 9 議第 48 号 工事請負契約の締結について

○議長（村井幸夫） 日程第 3、議第 42 号から、日程第 9、議第 48 号までの 7 議案、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、一括上程いただきました議第 42 号から議第 48 号までの 7 議案につきまして、順を追って、提案理由を申し上げます。

まず、議第 42 号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 42 号 平成 16 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第 3 号までの予算額が 52 億 1,220 万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ 7,560 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 8,780 万円といたしたいものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、平成 16 年度の普通交付税の算定が終わり、地方特例交付金ならびに普通交付税の額が決定されましたので、これに伴う予算調整、観光基盤の総合的な整備を進めるための大型観光案内板への県補助金などがございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、支援団体が整備する墓地整備事業への補助金、食の安全・安心を見据え、消費者ニーズに対応し、生産から消費までの一貫したシステムを構築し得る施設として、現在、建設中の環境こだわり米カントリーエレベーターへの助成。日野川流域土地改良区新規取込事業分の賦課金、また町内に数多くある歴史的資産と観光果樹、野菜などの農産物を結びつけ、新たな戦略的な観光活性化事業を展開するための委託料、小学校、

中学校などの教育施設の門扉設置による安全対策などの増額をお願いするものでございます。

また、債務負担行為追加補正としまして、平成 21 年度までの土木積算システムリース料をお願いし、防火水槽設置に伴う防災基盤整備事業債の起債措置につきまして、地方債の追加をお願いするものでございます。

以上、議第 42 号につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、詳細については担当主監から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監

**○企画主監（佐橋武司）** ただいま、町長から平成 16 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により、説明させていただきます。

平成 16 年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めをいただいております補正予算第 3 号までの予算額が 52 億 1,220 万円で、今回、補正予算第 4 号として歳入歳出それぞれ 7,560 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 8,780 万円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では 7 月に平成 16 年度の普通交付税の算定が終わり、地方特例交付金が 7,232 万 5,000 円、普通交付税が 2 億 3,672 万 9,000 円と、それぞれ額の決定をいただきましたので、当初予算額との一部調整をさせていただくもので、地方特例交付金にあっては 232 万 5,000 円の総額、普通交付税にあっては 5,322 万円の増額でございます。

また、合併処理浄化槽設置整備事業への国庫補助金、県補助金とも 37 万 3,000 円の増額、観光地間アクセス改善モデル事業費県補助金が 100 万円の増額、防火水槽設置に伴う一般寄付金が 72 万円の増額、中小企業小口簡易資金貸付金元金収入が 500 万円の増額、介護保険等整備推進事業交付金が 231 万 4,000 円の増額、高速自動車国道救急業務支弁金が 342 万 8,000 円の増額、防火水槽設置に伴う防災基盤整備事業債が 540 万円の増額などでございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、防犯灯など交通安全施設等修理費に 100 万円の増額。自ら考え、自ら行うまちづくり事業助成金が 200 万円の増額。法人町民税など、税の確定による還付に伴う徴税過年度可能還付金が 200 万円の増額。一般高齢者の健康度調査や要介護認定者の生活状況調査など、介護保険実態調査事業が 139 万 7,000 円の増額、障害児保育対象児にかかる加配

保育士の配置に伴う障害児保育事業費補助金が 187 万 5,000 円の増額。合併処理浄化槽設置整備事業費補助金が 111 万 9,000 円の増額。綾戸地先での墓地整備事業補助金が 603 万 1,000 円の増額。J Aグリーン近江農業協同組合が設置するカントリーエレベーターに伴う農業生産総合対策事業補助金が 1,482 万 8,000 円の増額。農村総合整備事業における農道整備工事から、防火水槽設置工事へ事業変更に伴う 720 万円の予算組みかえ、日野川流域土地改良区負担金が 1,075 万 6,000 円の増額。借り換え条件の緩和や借入れ限度額の引き上げによる利用増により、貸付枠の拡大を図るため、小口簡易資金預託金が 500 万円の増額。竜王町着地型旅行観光活性化プロジェクト事業として、町内の総合的な観光案内のための大型観光看板の設置や、観光型から体験型による集客を図るためのアドバイスやコーディネートなど、プランナー業務の委託料など 362 万 3,000 円の増額。国有財産譲与申請事業に係る事務費 120 万円の増額。町道の除草作業などの道路環境整備業務委託料として 100 万円の増額、町道小口八重谷線に係る登記測量業務等委託料として 130 万円の増額。高速自動車国道救急業務支弁金が 342 万 8,000 円の増額。岡屋地先における防火水槽設置事業の設計工事費として 820 万円の増額。学校教育施設における不審者からの安全対策として竜王小学校正面玄関等門扉設置工事として 250 万円の増額。同じく竜王中学校西玄関東門等、門扉設置工事として 180 万円の増額。

さらに、竜王中学校体育館雨漏れ修繕費として 85 万円の増額。埋蔵文化財緊急発掘調査事業における報告書作成に伴う調査補助員の不足から、設計業務委託料から臨時職員賃金へ 110 万 3,000 円の予算組みかえなどがございます。

債務負担行為補正につきましては、土木公共積算システムのリースに対しまして、平成 17 年度から平成 21 年度までの期間 830 万 5,000 円の限度額の追加をお願いするものでございます。

地方債補正につきましては、防災まちづくり事業といたしまして、岡屋地先における防火水槽設置工事等へ充当する防災基盤整備事業債 540 万円の限度額の追加をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成 16 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 次に、議第 43 号 平成 15 年度竜王町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 15 年度竜王町水道事業会計の決算につきましては、去る 6 月 17 日に町監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

事業の概要、経営状況等につきましては、後ほどその詳細については、担当課長から説明をさせますが、平成 15 年度につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところでありましたが、収益的収入におきましては、収益が 2 億 9,779 万 7,771 円で、費用が 2 億 8,116 万 6,235 円となりまして、1,663 万 1,536 円の純利益となったものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

**○議長（村井幸夫）** 松村上下水道課長。

**○上下水道課長（松村佐吉）** ただいま、町長から提案理由を申し上げましたが、議第 43 号 平成 15 年度竜王町水道事業会計の決算の内容についてご説明申し上げます。

最初に、平成 15 年度の重要概要につきまして申し上げます。

水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、事業の運営を行ってまいりました。本年度の給水人口は 1 万 2,746 人で、前年度より 36 人の増となっています。

また、年間総配水量は 168 万 562 立方メートルであり、前年度より 6 万 4,974 立方メートルの減となりました。そのうち、県水受水量は 1 5 3 万 2,900 立方メートルでありまして、総配水量の 91.2%を占めております。

県水受水割合が 14 年度より多くなっている点につきましては、独自水源が施設の古く、故障が頻繁に発生しますことと、下水道工事に伴います配水管布設がえ工事の切りかえによるものでございます。

年間有収水量につきましては、145 万 6,295 立方メートルであり、前年度より 9 万 8,073 立方メートルの減で、6.3%の減少でありました。減少の原因といたしましては、減少割合の 9 割が企業によります使用料の減、4 割が冷夏による使用料の減少でございます。

経営状況につきまして、収益的収支の収益の総額が 2 億 9,779 万 7,771 円で、前年度と比較いたしますと 2,220 万 8,478 円の減額となりました。これは、一般会計よりの補助金 1,020 万円の減額と給水収益の減によるものでございます。なお、補助金の減額につきましては、14 年度の給水収益が増加したことなどか



ら当方より減額要望したことによるものでございます。

一方、費用の総額は2億8,116万6,235円で、前年度と比較いたしますと1,597万1,169円の減額となりました。この費用の減額につきまして、職員1名減によります人件費の減少、下水道工事に関係いたしました資産減耗費の除却費の減少および計装機器の耐用年数が過ぎたことによります減価償却費の減少等でございます。

以上のことから、収益、費用、差引き、決算額といたしまして1,663万1,536円の純利益となったものでございます。

なお、これらの詳細につきましては、お手元に配付させていただいております平成15年度竜王町水道事業会計決算の概要をごらんいただきたいと思います。

今後も引き続き水道事業の運営につきましては、さらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして、決算の内容をご説明申し上げます。

まず、1ページでございます。

平成15年度竜王町水道事業決算報告書でございますが、3条予算の収益的収入および支出の関係でございますが、収入の水道事業収益といたしましては、決算額3億1,134万6,254円で、その内訳といたしましては、営業収益が2億8,104万4,801円、そのうち借り受け消費税は1,327万3,833円でございます。

営業外収益が3,030万1,453円、そのうち借り受け消費税は27万4,650円でございます。

支出におきましては、水道事業費といたしまして決算額2億9,351万7,885円で、その内訳といたしましては、営業費用が2億7,128万145円。そのうち、仮払い消費税は1,000万9,896円でございます。

営業外費用が決算額2,223万7,740円で、そのうち仮払い消費税は1万2,754円でございます。

次に、第4条予算の資本的収入および支出の関係でございますが、収入の資本的収入といたしましては、決算額が1,959万200円、その内訳といたしまして企業債が560万円、他会計負担金が決算額1,399万200円でございます。そのうち、借り受け消費税は1万6,250円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしまして、決算額が7,138万3,989円で、その内訳といたしまして建設改良費が2,543万7,333円、そのうち仮払い消費税は158万8,750円でございます。

企業債償還金決算額といたしまして4,594万6,655円でございます。

なお、下水道工事の関係から748万6,000円を平成16年度に繰り越させていただきました。

差引4条予算、資本的収入が資本的支出に不足する額5,179万3,789円につきましては、建設改良積立金で、1,870万3,084円、当年度損益勘定留保資金で3,191万8,205円。当年度消費税資本的支出調整額で117万2,500円で補てんいたしました。

次に、3ページの平成15年度竜王町水道事業損益計算書でございますが、営業収益といたしましては、給水収益、その他営業収益をあわせまして2億6,777万968円。営業費用といたしましては、原水および浄水費、配水および給水費、総係費、減価償却資産減耗費、その他営業費用を合わせまして2億6,127万249円。したがって、営業利益は650万719円でございます。

営業外収益といたしましては、受け取り利息及び配当金、補助金、加入金、雑収益をあわせまして3,002万6,803円。営業外費用といたしましては、支払い利息および共済取り扱い諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして1,989万5,986円となりました。営業外収支は、1,013万817円の黒字。したがって、営業収支は1,663万1,536円の利益となりました。

特別利益、特別損失はございませんので、当年度純利益は同じく1,663万1,536円でございます。前年度繰越利益剰余金は3,385万3,539円でございますので、当年度未処分利益剰余金といたしましては、5,048万5,075円となるものでございます。

続きまして、7ページでございます。

平成15年度竜王町水道事業剰余金処分計算書案でございます。これは、地方公営企業法第32条の1項で利益が出た場合は、利益の20分の1以上を減債積立金に積み立てなければならない。また、任意積立金にも積み立てができるとなっておりますことから、15年度の利益1,663万1,536円の一部を建設改良積立金に充てようとするものでございます。

当年度未処分利益剰余金といたしましては、3、4ページでご説明を申し上げましたが、5,048万5,075円でございます。利益剰余金処分量といたしまして、減債積立金に100万円、建設改良積立金に残金のうち1,000万円を積み立てたくご提案申し上げるものでございます。積み立てたといたしますと、翌年度の繰越利益剰余金は3,948万5,075円ということになるものでございます。

次に、水道事業貸借対照表でございますが、資産の部につきましては固定資産といたしまして、有形固定資産は、土地、建物、構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具、器具および備品をあわせまして有形固定資産は 17 億 3,882 万 9,783 円。無形固定資産は、施設利用権のみでございますが 1,363 万 8,679 円。投資はございませんので固定資産合計は 17 億 5,246 万 8,462 円となるものでございます。

次に、9 ページの流動資産でございますが、現金預金、未収金、貯蔵品あわせまして、流動資産合計は 1 億 4,682 万 6,224 円でございます。したがって、資産合計といたしましては 18 億 9,929 万 4,686 円となるものでございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債といたしましては修繕費引当金のみでございますが、240 万円でございます。

次に、流動負債といたしまして、未払い金、前受け金を合わせまして 2,327 万 2,856 円でございます。

負債の合計といたしましては、2,567 万 2,856 円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本金のうち、自己資本金といたしましては繰入資本金、組入資本金をあわせまして自己資本金の合計は 3 億 4,553 万 355 円でございます。借入資本金といたしましては企業債でございますが、3 億 4,615 万 1,312 円でございます。あわせまして、資本金合計は 6 億 9,168 万 1,667 円。

次に、剰余金でございますが、資本剰余金といたしましては、受動財産評価額、工事負担金、工事補助金をあわせまして、資本剰余金の合計は 10 億 6,068 万 5,443 円でございます。

利益剰余金といたしましては、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金をあわせまして、利益剰余金の合計は 1 億 2,125 万 4,720 円でございます。したがって、剰余金合計は 11 億 8,194 万 163 円、資本金合計は 18 億 7,362 万 1,830 円、負債資本合計といたしましては 18 億 9,929 万 4,686 円となるものでございます。

なお、11 ページからの附属書類といたしまして、これらの細部資料を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

以上、平成 15 年度水道事業会計決算につきましての内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

一部説明をあやまったそうでございます。年間有収水量につきまして 6.3%の

減少があったわけですが、減少割合の、先ほど9割が企業による減というふうに申し上げたようでございます。6割が企業によりますところの使用料の減ということでございますので、訂正させていただきます。

**○議長（村井幸夫）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、決算審査の結果について、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、去る8月25日付で町長あてに平成15年度竜王町水道事業会計決算審査の意見書と、こういう形で提出をさせていただきました。皆さまのお手元にその控えがとおりだと思います。これに基づきまして、報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、審査の対象でございますが、平成15年度竜王町水道事業会計決算関係書類および業務状況ならびに証票類、関係諸帳簿、出納取り扱い金でございます。

審査の期日は、16年6月17日に実施をさせていただいたところでございます。

それでは、審査の内容および、その結果について申し上げます。

決算書類の審査に当たりましては、運営面において、予算に沿った執行となっているか。また、地方公営企業法の規定にのっとり、企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか。経済性を基本とした運営がなされてきたか等について主眼を当てて審査を行いました。

計数につきましては、おのおの正確であるかを詳細に精査いたしました。

また、関係諸帳簿、証票類は定められた規定により適正に処理をされているか検査を行い、さらに取り扱い金の出納状況や滞納整理状況についても関係者の説明を聴取しながら、慎重に実施いたしましたところでございます。

次に、経営の状況について申し上げます。

平成15年度の経営状況は、まず経営の基本となります給水戸数につきましては46戸増加いたしまして3,589戸となりました。また、給水人口につきましても36人増加し、1万2,746人となっております。給水戸数、給水人口とも増加した結果となっております。

一方、配水量につきましては、年間で168万562立方メートルとなりました。前年度比較で6万4,974立方メートル、率にいたしまして3.7%おのおの減少をいたしております。

有収水量につきましては、年間で145万6,295立方メートルとなりまして、同じく前年度比較で9万8,073立方メートル、率にいたしまして6.3%、これもおのおの減少した結果となっております。

給水戸数および給水人口が増加しておりますにもかかわらず、配水量、有収水量とも減少しておりますが、原因といたしましては、大口利用者の使用料の減少によるもの、および15年上半期は冷夏であったことによります全般的な水利用の減少によるものが主なものでございます。

また、15年度に水道事業経営の重要な部分であります有収率が有収水量とともに減少しましたことは、将来の事業経営に懸念を感じるところでございます。このような状況の中で営業状況は、有収水益を含む営業収入が2億6,777万968円となりました。前年度比較で1,194万8,010円の減少となっております。

また、営業外収益につきましては、新規加入者によります加入金の増加があったものの、町からの補助金収入が2,450万円となりまして、前年度に比較して大幅に減少しましたことから、営業外収入全体でも大幅に減少した結果となっております。

この結果、水道事業収入全体では2億9,779万7,771円となりまして、前年度に比較いたしまして2,220万8,478円の大幅な減少となっております。

一方、支出面におきましては、県よりの受水費が増加いたしましたものの、大型機械の償却が完了しましたことによります減価償却費の減少、職員の減少によります人件費の減少、企業債残高の減少によります支払い利息の減少等による経費の減少がありましたことから、水道事業費全体では2億8,116万6,235円となりました。前年度に比較いたしまして、1,597万1,169円減少した結果となっております。

この結果、経常利益におきまして1,663万1,536円の黒字となりまして、前年度に引き続いての黒字決算となりました。

次に、予算の執行状況について申し上げます。

収益的収支のうち、支出面におきまして、営業費用で多くの不用額が発生いたしておりますが、主な理由といたしましては、修繕費が見込み額よりも少なかったこと、および減価償却費が同じく見込み額よりも少なかったことによるものであります。

しかしながら、事業の性格から見まして、修繕費の不用額はともかく、減価償却費については予算を組み立てる時点でほぼ正確な数字が把握できる性格のも

のでありまして、この点につきましては予算の見方があまかったと判断をせざるを得ないと感じています。

今後につきましては、予算の作成段階において、収入、支出とも科目別に十分な検討を重ねたうえで確定されるよう要望をいたしておきます。

次に、企業債について申し上げます。

15年度の企業債の発行、償還ならびに残高につきましては、表のとおりでございます。近年は、事業量の減少に伴いまして、発行額が減少していること、および償還が順調に進んでおりますことから、残高は順調に減少してきております。あわせて、過去の高金利時代に発行いたしました企業債の残高が減少してきておりますことは、支払い利息の減少の要因の1つでもあります。

なお、当年度の償還につきましては、計画どおり順調に償還されているものと認めます。

4番目に、一般会計からの繰入金についてでございますが、平成15年度中の一般会計からの繰入金は2,450万円でありまして、前年度に比較いたしまして1,020万円の大幅な減少となっております。

5番目に有収水量の推移についてでございますが、15年度の有収水量は145万6,295立方メートルとなっております。前年度に比較いたしまして9万8,073立方メートルの減少、率にいたしまして6.3%の減少となっております。

また、有収率につきましては、86.66%となりまして、前年度と比較いたしますと2.39%減少した結果となっておりますが、近年極めて高い有収率で推移してまいりましたが、当年度につきましては大きく落ち込んでおります。

この理由につきましては、担当課の説明では特定の地域において漏水が発生していたものであるということでありました。

有収水量、有収率とも、企業としての収益性を高める上で重要なポイントであり、今後ともこの数値の向上に引き続き努力されるよう期待をいたします。

6番目に未収金についてでございますが、平成16年1月末現在の使用料未収金が1,690万8,147円となっております。前年同期に比較いたしまして177万2,815円増加をいたしております。この未収金残高は、表にもございますとおり年々増加をしております現状でございます。

一方で、未収金の整理回収につきましては、担当部署を中心に日々ご努力をいただいていることは十分に認められます。しかしながら、給水収益をはじめとします営業収入がほぼ横ばいの状態から減少傾向となっている中で、未収金残

高が着実に増加しておりますことは、今後の水道事業を展開する上で収益的にも資金収支的にも少なからず影響が出てくるものと懸念されます。今後とも継続的に個別の整理回収に努められ、未収金残高を減少されるよう要望いたします。

7番目に不納欠損処理についてでございますが、平成15年度の不納欠損処分額は9件で、金額にいたしまして26万7,836円の処理がなされております。処理の内容につきましては、いずれも地方自治法の規定にのっとり処理をされており、適切であると認めます。

最後に、総評を申し上げます。

平成15年度水道事業会計決算状況の審査を実施いたしました。

審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認を慎重に行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

また、諸経費につきましては、節減のため日々ご努力をいただいていることは十分感じることができました。

以下に、今回の審査を通じまして感じた点について意見として申し上げます。

決算内容についてでございます。減収・減益の決算となりましたが、その主な理由の1つとして、一般事業会社の売り上げに値します給水収益が減少していることが上げられます。減少の主な理由につきましては、前述しました2点の大きな原因を上げることができると担当課の方より、説明にて聞いております。

しかしながら、この原因につきまして、今一步突っ込んだ原因の究明が必要でないかと考えます。原因の1つであります冷夏によります自然現象につきましてはともかく、特定の大口利用先の大幅な減少につきましては、十分に原因を究明しておくことが必要であると判断いたしますが、担当課の説明を聞きましただけの限りにおいては、この点が不十分であると感じました。

何ごとも問題解決の第一歩は、原因を正しく把握することから始まります。これができていないことには、正しい解決策も見いだせず、最終的には今後の事業の経営についての方向づけの本質をも見失うことになると思います。

公営企業といえども、売り上げ高、いわゆる給水収益は事業を経営していく上での根幹的事項でありまして、これの増加、減少につきましては水道事業の組織全体で理由を明確に把握していただきながら、今後の事業施策に反映させていくことが必要であると判断いたします。この点につきましては、今後、より一層認識を高めていただくよう要望をいたしておきます。

以上、意見として申し上げましたが、社会全体があらゆるコストダウン対策を積み重ねながら、経費の節減を図り、生き残りを図っているのが今日の社会の一般的な現状であります。水道料金につきましても、コストダウン対策の対象となっていることは十分に考えられるところでございます。

このような中で当町の水道事業につきましても、社会全般の動向を反映し、事業環境がますます厳しくなることが予想されますが、公営企業としての基本を踏まえ、より一層の効率化を追求する中で収益的にはある程度、収支のバランスを保った状態での経営を継続していくことを目指しながら最終的には住民福祉の向上に寄与できるよう努力されることを期待いたしまして、総評といたします。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 引き続き、提案理由の説明をお願いいたします。

山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きまして、議第 44 号から議第 48 号までの 5 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

議第 44 号 滋賀県自治会館管理組規約を変更することにつきまして、提案理由を申し上げます。

滋賀県自治会館管理組合から中主町、野洲町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町、石部町および甲西町が脱退し、野洲市、甲賀市および湖南市が加入されることに伴い、組規約の改正を行うものであります。

次に、議第 45 号 滋賀県市町村職員退職手当組規約を変更することにつきまして、提案理由を申し上げます。

滋賀県市町村職員退職手当組合から中主町、野洲町、石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町および野洲郡行政事務組合が脱退し、甲賀市、野洲市および湖南市が加入するため、これに伴う規約の改正を行うものであります。

次に、議第 46 号 滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少につきまして、提案理由を申し上げます。

滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合から平成 16 年 10 月 1 日から 3 地域において市制施行が確実となったことに伴い、市制施行前日をもって、中主町、野洲町、石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町が脱退することに伴い、組織する地方公共団体の数の減少について議決をいただくもの



であります。

次に、議第 47 号 滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合理由を変更することにつきまして、提案理由を申し上げます。

議第 46 号についてご説明を申し上げましたとおり、9 町が脱退したことに伴い、規約の改正を行うものであります。

なお、新市の加入に関しては、市議会議員の加入を可能とする規約改正を今回同時別件で行われることから、加入か否かの意思を確認するに至っておらず、組織する地方公共団体の数の減少に関してのみ議決となっております。

今後、加入か否かの意思を確認するうえ、適切な手続を行う予定であるということでございます。

次に、議第 48 号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

議第 48 号 工事請負契約の締結につきましては、特環公共下水道竜王北第 79 工区工事請負契約の締結でございます。去る 9 月 9 日に指名競争入札を行いましたところ、滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋 1223 番地 村井建設株式会社 代表取締役 村井安一に 7,350 万円で落札いたしましたので、これが請負契約の締結について地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により議決をお願いするものでございます。

参考までに工事の内容は、下水道管路布設工事でございます。工期につきましては議会の議決をいただきましてから着手、平成 17 年 3 月 25 日完成でございます。

以上、議第 44 号から議第 48 号までの 5 議案につきまして提案理由を申し上げましたところでございますが、よろしくご審議をたまわり、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 10 議員派遣について**

**○議長（村井幸夫）** 日程第 10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 119 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することといたしたいと思っております。緊急を要する場合は、議長において、これを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、そのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2 時29分